

休日等

休日等とは、次の日をいいます。

- (1) 日曜日
- (2) 1月1日、1月の第2月曜日、2月11日、4月29日、5月3日、5月4日、5月5日、7月の第3月曜日、9月の第3月曜日、10月の第2月曜日、11月3日、11月23日および12月23日
- (3) 各年ごとに定める次の日

平成28年	9月22日
平成29年	3月20日、9月23日
平成30年	3月21日、9月23日
平成31年	3月21日、9月23日
平成32年	3月20日、9月22日
平成33年	3月20日、9月23日
平成34年	3月21日、9月23日
平成35年	3月21日、9月23日
平成36年	3月20日、9月22日
平成37年	3月20日、9月23日
平成38年	3月20日、9月22日、9月23日
平成39年	3月21日、9月23日
平成40年	3月20日、9月22日

- (4) (2)または(3)に定める日が日曜日となる場合、その翌日以降でその日に最も近い(2)または(3)でない日
- (5) 1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日